

権利擁護推進 ネットワーク会議資料

さぬき市地域包括支援センター

令和7年7月24日

目 次

項 目	ページ
1 さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議の概要について	2
2 令和6年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動報告について	7
3 令和7年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について	22

1 さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議の概要について

1. 目的

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、安心した生活が送れるよう、関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。情報収集及び意見交換により、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施します。

また、成年後見制度の利用促進について地域における中核的な機関を整備するとともに、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう連携体制を強化し、各機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

根拠法令等：

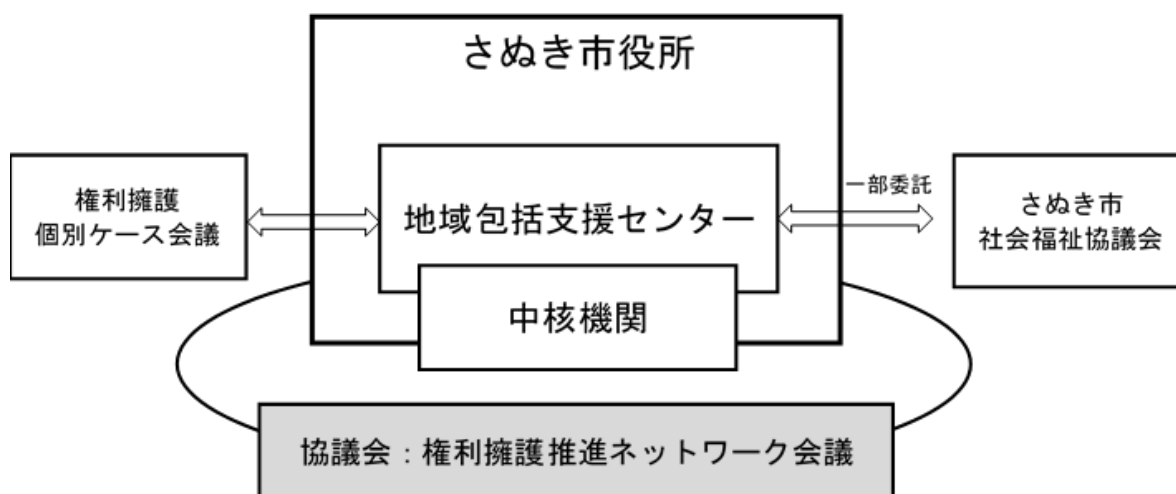
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

（国）成年後見制度利用促進基本計画

さぬき市成年後見制度利用促進基本計画

（ネットワーク会議のイメージ図）



※中核機関とは…様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から円滑に協力を得る手法を蓄積し、地域における連携・対応強化を推進していく役割を担う。地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

2. 高齢者虐待とは

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること」ととらえたうえで、高齢者虐待防止法では次の行為を虐待と規定しています。

・養護者による高齢者虐待類型

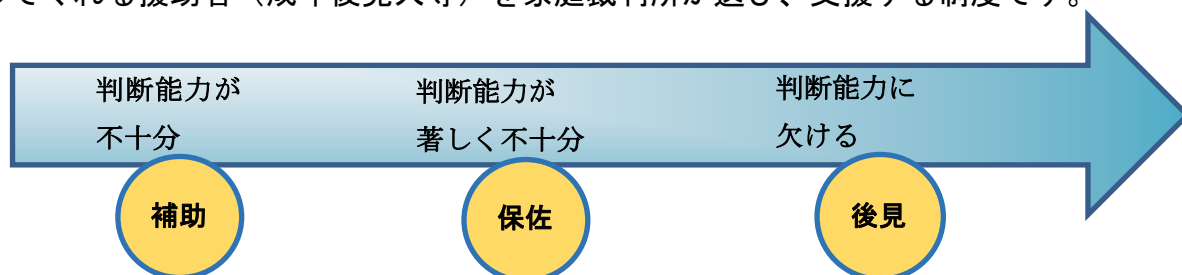
種類	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ・殴る、蹴る、拘束するなどの行為で身体的苦痛を与える
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ・言葉や威圧的な態度で、脅したり侮辱したりし、精神的な苦痛を与える
介護や世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること ・介護や生活の世話を放棄する、必要とする医療・介護サービスの制限
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること ・本人が嫌がる性的な行為をする、または強要する
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること ・財産や金銭を本人の合意なしに使用する、または与えない

3. 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度で、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

・法定後見制度

すでに判断能力が十分でなくなっている場合に、本人に代わって本人の財産や権利を守ってくれる援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選び、支援する制度です。



・任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備え、財産の管理などを行う援助者（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容や方法を決めておく制度です。

(参考)

表 1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和4年度対比）

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)
令和5年度	1,123 件	3,441 件	17,100 件	40,386 件
令和4年度	856 件	2,795 件	16,669 件	38,291 件
増減(増減率)	267 件 (31.2%)	646 件 (23.1%)	431 件 (2.6%)	2,095 件 (5.5%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

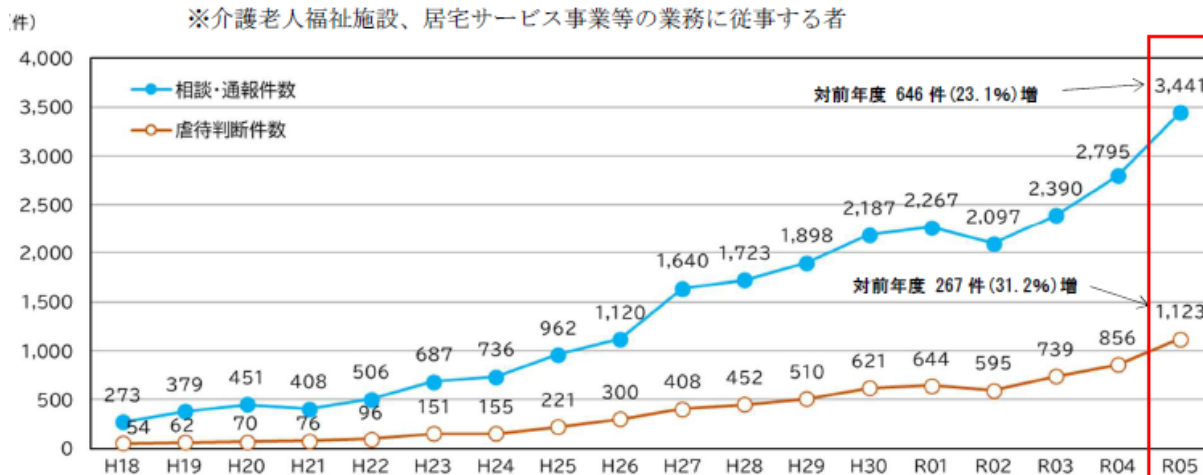
※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に市町村等が虐待と判断した件数(施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。)

※4 調査対象年度(同上)に市町村が相談・通報を受理した件数

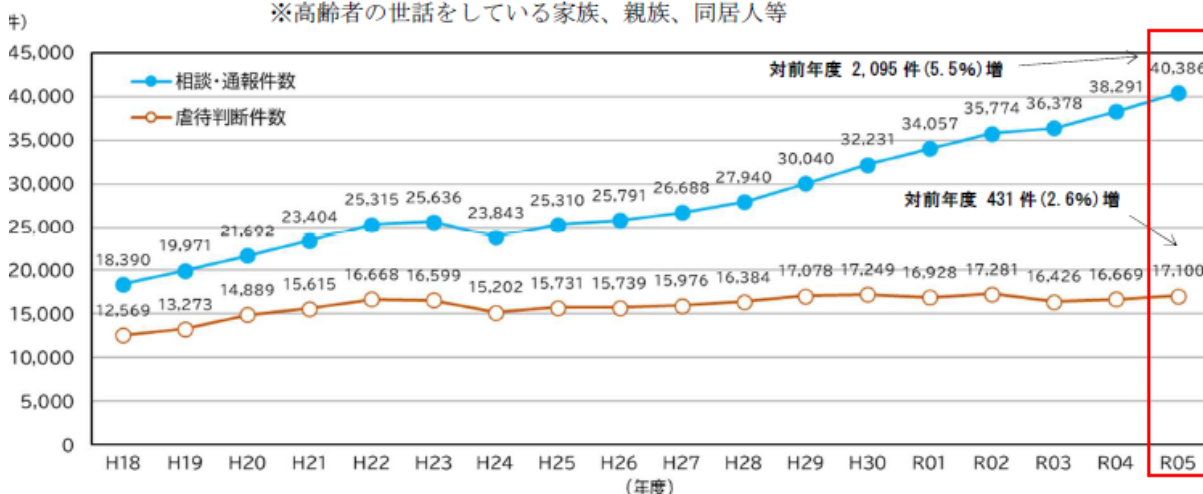
養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等



令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 より抜粋

香川県内の成年後見制度利用者数(類型別)(R6. 12. 31現在)

(参考)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計	R6.4.1 現在	R5.4.1 現在
高松市	478	189	48	9	724	728	709
丸亀市	165	58	19	1	243	236	224
坂出市	100	39	13	1	153	162	143
善通寺市	173	16	6		195	195	191
観音寺市	75	20	8		103	107	104
さぬき市	46	28	10		84	77	81
東かがわ市	68	34	3		105	107	112
三豊市	76	42	2		120	118	122
土庄町	36	7	3	1	47	47	49
小豆島町	24	12	5		41	42	43
三木町	27	12	7	1	47	43	44
直島町	2				2	2	2
宇多津町	19	12			31	29	29
綾川町	62	13	3		78	79	79
琴平町	9	8	1		18	20	19
多度津町	35	14	2		51	52	53
まんのう町	12	3	5	1	21	20	21
県外	25	3			28	27	27
合計	1,432	510	135	14	2,091	2,091	2,052

※ 本資料は、令和6年12月31日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している本人数を集計したものであるが、その数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。
 なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。

※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。

※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地(原則として住民票所在地)と市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではないし、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

香川県内の成年後見制度利用者数(年齢別)(R6. 12. 31現在)

	65歳以上	65歳未満	合計
高松市	497	227	724
丸亀市	162	81	243
坂出市	112	41	153
善通寺市	58	137	195
観音寺市	71	32	103
さぬき市	55	29	84
東かがわ市	62	43	105
三豊市	72	48	120
土庄町	33	14	47
小豆島町	31	10	41
三木町	26	21	47
直島町	2		2
宇多津町	25	6	31
綾川町	45	33	78
琴平町	15	3	18
多度津町	45	6	51
まんのう町	15	6	21
県外	16	12	28
合計	1,342	749	2,091

※ 本資料は、令和6年12月31日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している成年後見制度の利用者数(本人数)を集計したものであるが、その数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

※ 令和7年4月1日までに65歳以上に達する者を65歳以上として計上した。

※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。

なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。

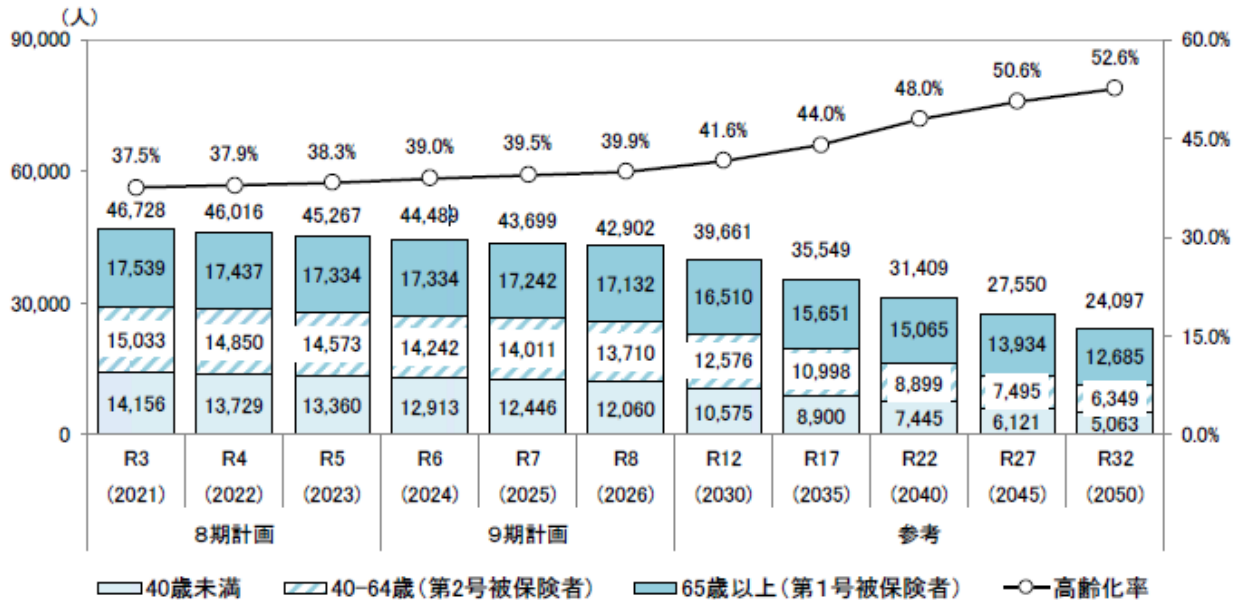
※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。

※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地(原則として住民票所在地)と市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではないし、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

2 令和6年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動報告について

1. 権利擁護業務実施状況について

(1) 人口の状況



将来人口推計を見ると、総人口は今後も減少傾向となり、令和5(2023)年(45,267人)から令和8(2026)年(42,902人)にかけて、2,365人減少する見込みとなっています。

一方で高齢化率は今後も増加傾向となり、令和5(2023)年(38.3%)から令和8(2026)年(39.9%)にかけて、1.6%増加する見込みとなっており、令和22(2040)年(48.0%)では、総人口の約半数が65歳以上の高齢者となる見込みです。

「さぬき市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」より抜粋
(参考)

2024(令和6)年4月末現在の総人口 44,785人、高齢者人口 17,378人、高齢化率 38.8%

2025(令和7)年4月末現在の総人口 43,844人、高齢者人口 17,257人、高齢化率 39.4%

(2) 権利擁護業務実施状況

	高齢者虐待に関する相談		成年後見制度に関する相談		日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)に関する相談		消費者被害相談		総合相談及び権利擁護の相談のうち、認知症に関する相談		新しい包括的支援事業	
											認知症施策推進	
											地域支援推進員による相談件数	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	65歳未満	65歳以上	件数	人数
4月	5	3	4	2	2	1	0	0	0	37	15	6
5月	5	3	6	4	1	1	0	0	0	15	8	6
6月	6	4	10	7	1	1	0	0	0	21	6	4
7月	11	4	3	2	0	0	0	0	0	21	5	3
8月	13	7	2	2	1	1	0	0	0	27	3	3
9月	0	0	3	3	1	1	0	0	0	21	6	6
10月	3	1	6	5	0	0	0	0	0	14	3	3
11月	1	1	6	3	0	0	0	0	0	22	7	6
12月	7	4	6	3	0	0	0	0	2	28	16	7
1月	10	2	3	2	0	0	0	0	0	22	11	7
2月	15	3	2	2	0	0	0	0	0	23	15	11
3月	7	3	2	2	1	1	0	0	1	28	11	10
計	83	35(16)	53	37(19)	7	6	0	0	3	279	106	72

R5年度計	135	36(14)	43	23	3	3	1	1	0	193	139	70
R4年度計	50	22(10)	21	15	5	4	0	0	0	287	63	42
R3年度計	48	14(5)	22	13	3	3	0	0	1	391	240	115

※本表は、毎月分の集計となっている。計の人数は実際の人数より多くなっており、実人数は括弧のとおり。

(参考) 総合相談件数・・・権利擁護相談、介護支援専門員からの相談を除く

	R6年度計	R5年度計	R4年度計	R3年度計
件数	1,924	1,963	2,066	1,978
実数	1,473	1,411	1,484	1,422

※認知症地域支援推進員について

地域の医療・介護などを連携させるコーディネーターであり、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

２．高齢者虐待（疑い含む）の相談状況について

年間対応実人数

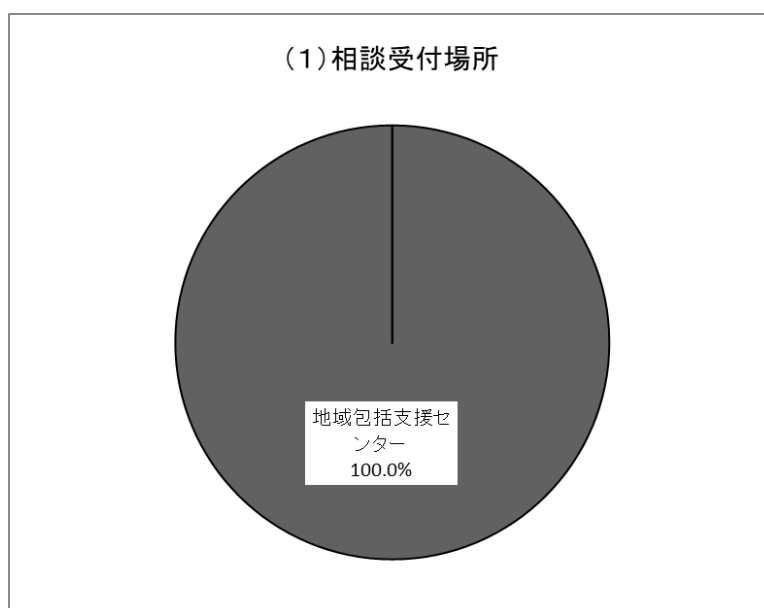
	新規	継続	計
R 6 年	1 2	4	1 6
R 5 年	1 3	1	1 4
R 4 年	9	1	1 0
R 3 年	7	0	7

※養介護施設従事者等による虐待（疑い）も含めた人数

なお、当市において虐待の事実があると判断した件数は１２件である

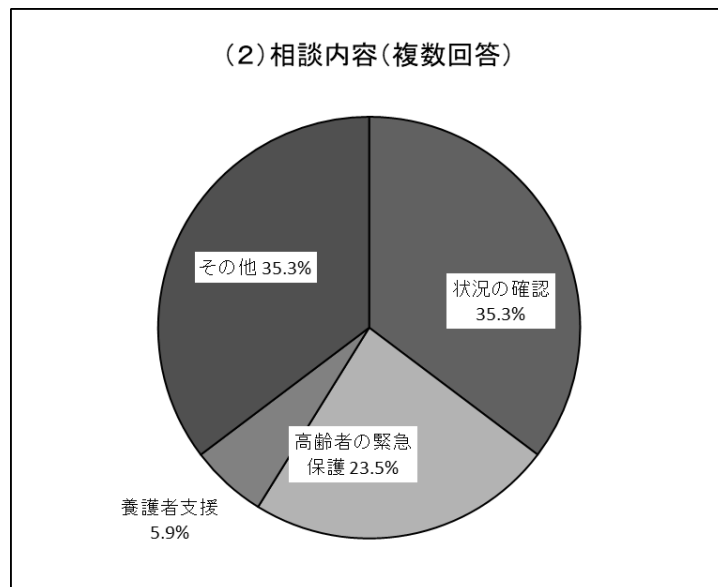
（１）相談受付場所

	地域包括支援センター	市の担当窓口	在宅介護支援センター	その他
R 6 年	1 6			
R 5 年	1 4			
R 4 年	9	1		
R 3 年	7			



(2) 相談内容（複数回答）

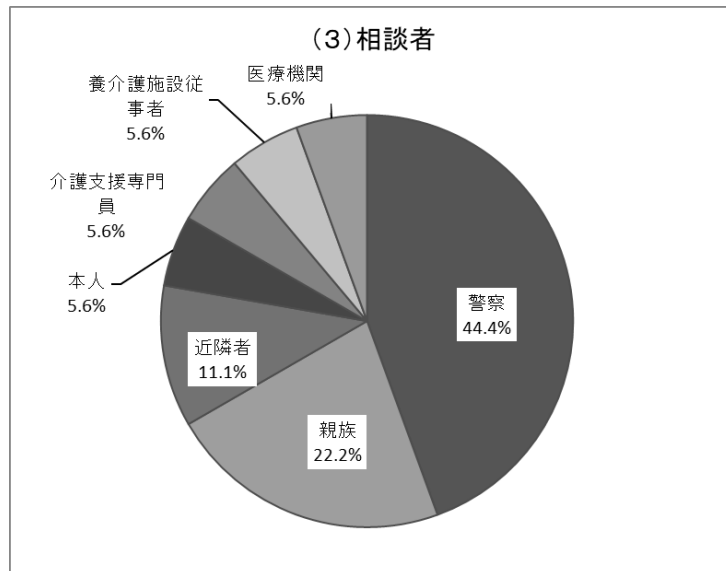
	状況の 確認	高齢者の 緊急保護	養護者 支援	養介護サ ービス事 業者の対 応等	養介護施設 内職員の対 応等	その他
R6年	6	4	1			6
R5年	3	8	1			3
R4年	4	5			1	1
R3年	5	4				



(3) 相談者（複数回答）

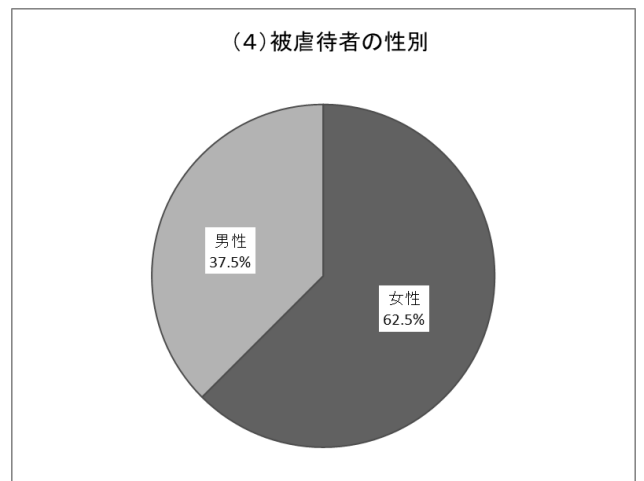
	本人	親族	民生委員	近隣者	介護支援 専門員	養介護サー ビス事業者	養介護施 設従事者
R6年	1	4		2	1		1
R5年		1		1	2		
R4年	1		1				
R3年		3			3		

警察	医療機関	県	その他	不明
8	1			
6	1		3	
4			3	1
1				



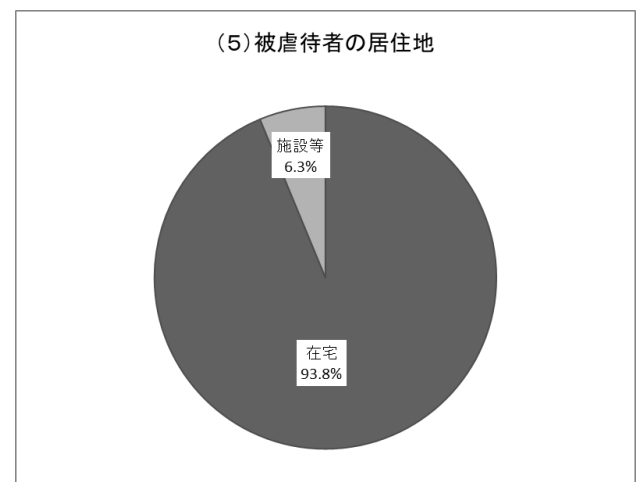
(4) 被虐待者の性別

	男	女	不明
R 6 年	6	1 0	
R 5 年	6	8	
R 4 年		8	2
R 3 年	3	4	



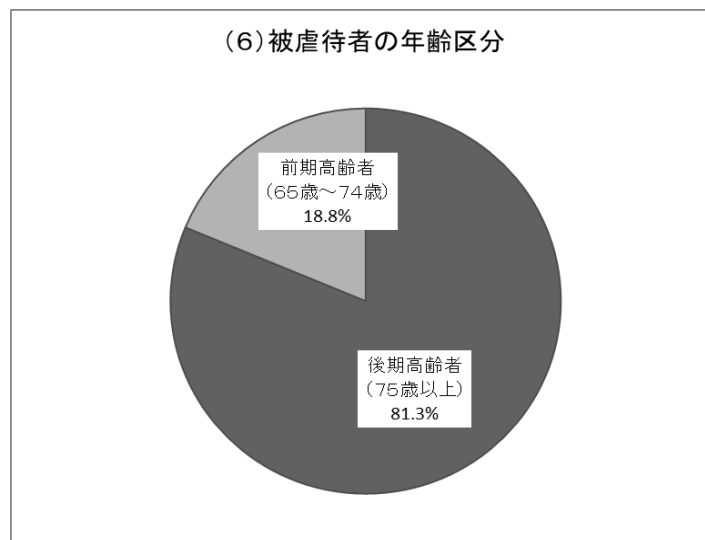
(5) 被虐待者の居住地

	在宅	施設
R 6 年	1 5	1
R 5 年	1 3	1
R 4 年	8	2
R 3 年	7	



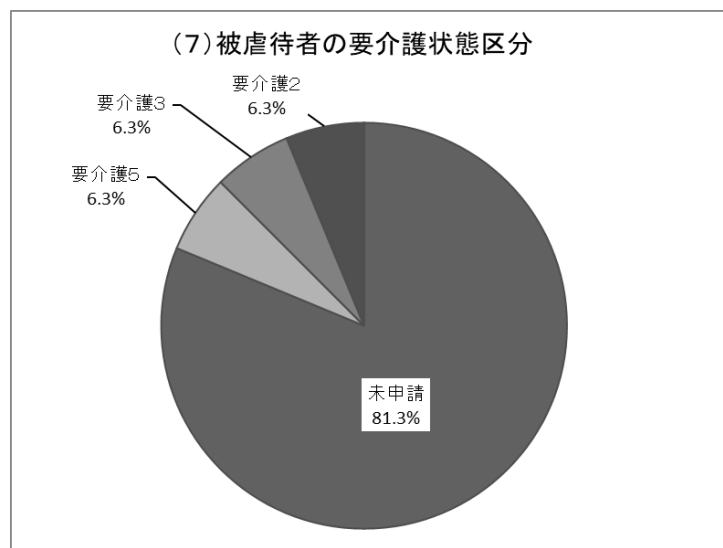
(6) 被虐待者の年齢区分

	65歳未満	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95～100歳	100歳以上	不明
R6年			3	4	5	3	1			
R5年		2	2	1	5	4				
R4年		2			4	1	1			2
R3年	1			2	2	2				



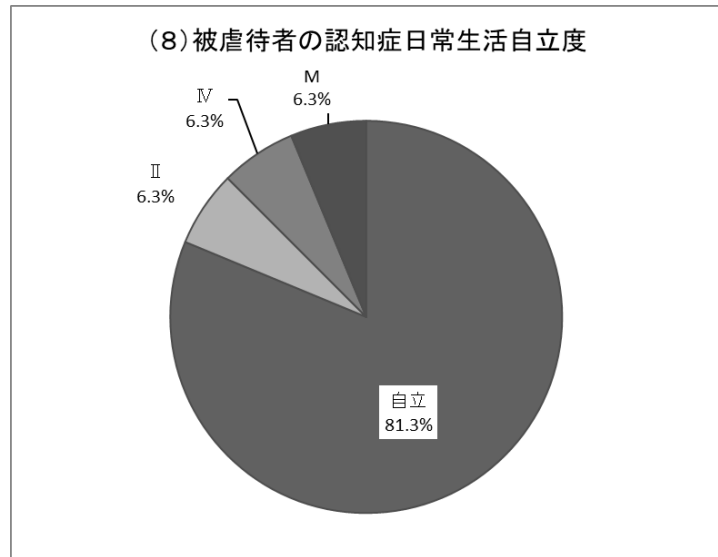
(7) 被虐待者の要介護状態区分

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	未申請	不明
R6年				1	1		1	13	
R5年	1	1	1	1			2	8	
R4年	1	1	1					5	2
R3年			4	1				2	



(8) 被虐待者の認知症日常生活自立度

	自立	I	II	III	IV	M	不明
R6年	13		1		1	1	
R5年		2	2			1	
R4年	6	1	1				2
R3年	3	1	3				



【参考】

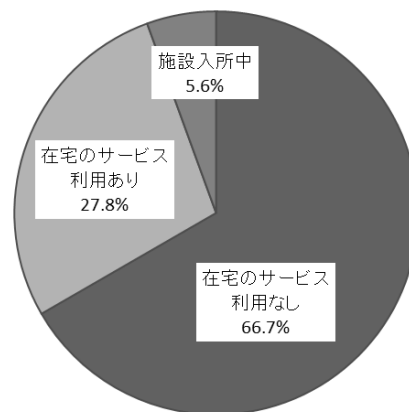
ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(出典：厚生労働省「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」)

(9) 被虐待者の介護保険サービスの利用状況(複数回答)

	訪問系サービスの利用	通所系サービスの利用	短期入所サービスの利用	福祉用具の貸与・購入サービスの利用	在宅のサービスの利用なし	施設入所中
R6年		3	1	1	1 2	1
R5年	1	2		1	9	1
R4年		1		1	6	2
R3年	1	1		2	4	

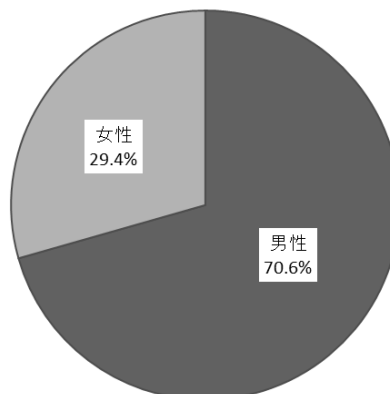
(9)被虐待者のサービス利用状況(複数回答)



(10) 虐待者の性別(複数回答)

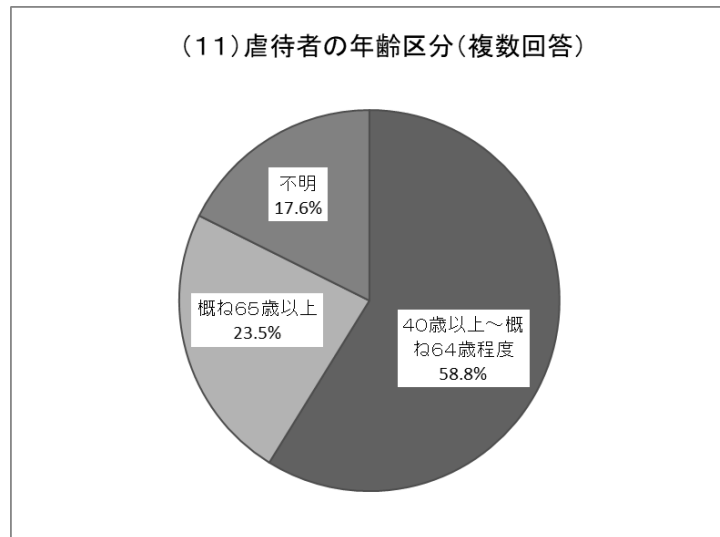
	男	女	不明
R6年	1 2	5	
R5年	9	6	
R4年	1 1	1	
R3年	6	1	

(10)虐待者の性別(複数回答)



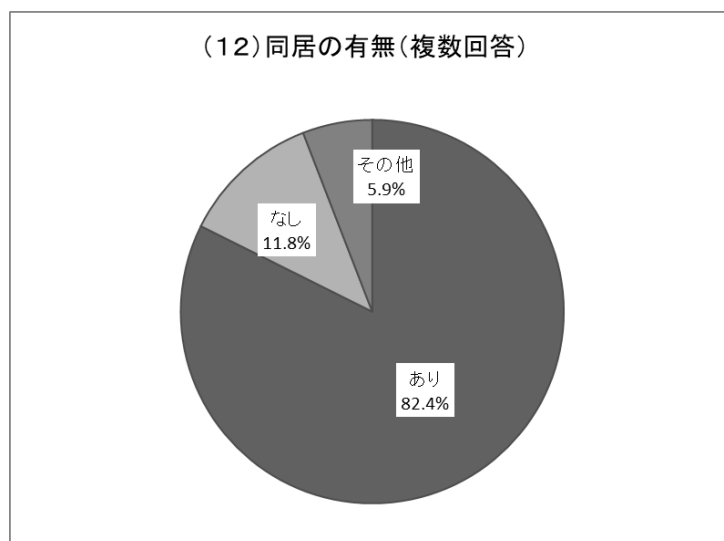
(1 1) 虐待者の年齢区分 (複数回答)

	概ね 4 0 歳未満	4 0 歳以上概ね ～ 6 4 歳程度	概ね 6 5 歳以上	不明
R 6 年		1 0	4	3
R 5 年	3	9		4
R 4 年	1	5		6
R 3 年	2	4	1	



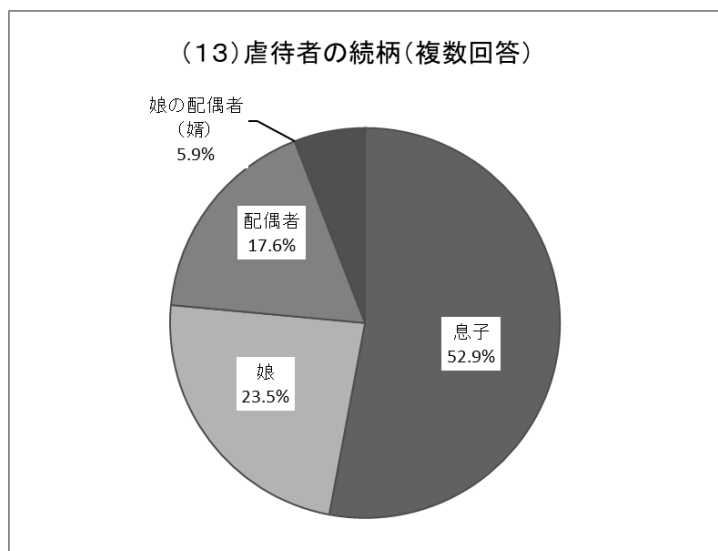
(1 2) 同居の有無 (複数回答)

	あり	なし	その他(施設等の入所)
R 6 年	1 4	2	1
R 5 年	1 0	5	
R 4 年	5	3	4
R 3 年	7		



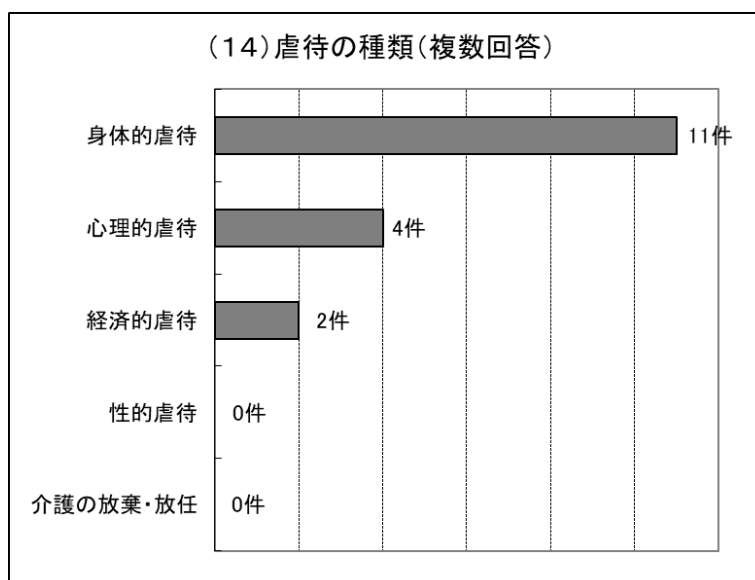
(13) 虐待者の続柄 (複数回答)

	配偶者	娘	息子	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	養介護 サービス 事業者	養介護 施設 従事者	その他	不明
R6年	3	4	9		1						
R5年	1	4	6	1	1		2				
R4年			7	1					4		
R3年	1		5				1				



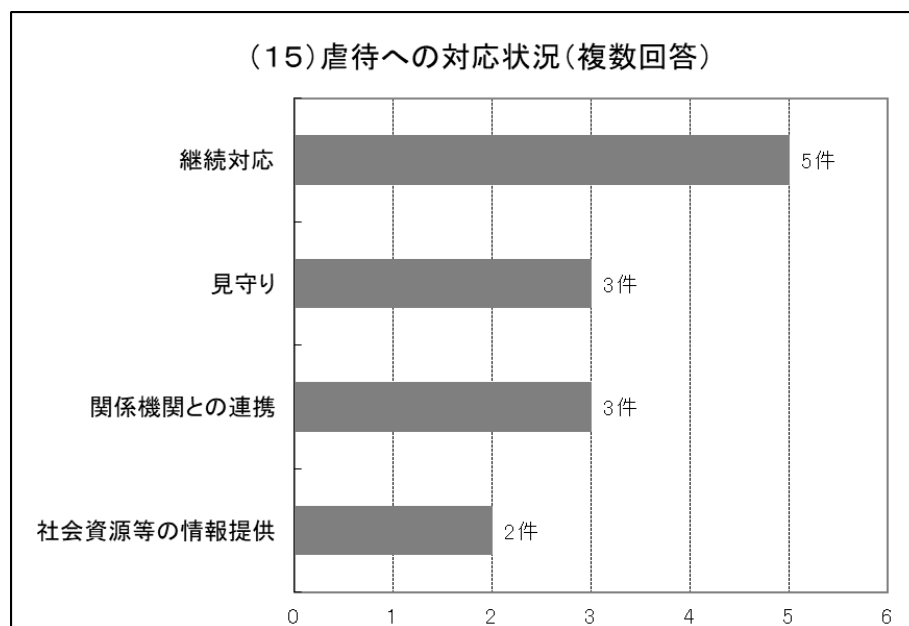
(14) 虐待種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護の 放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
R6年	11		4		2
R5年	10		5		3
R4年	8		3		2
R3年	6		3		



(15) 虐待への対応状況（複数回答）

	見守り(何かあれば対応)	継続的な訪問や電話	介護の知識・技術についての 情報提供	介護サービスの利用のすすめ	介護支援専門員と連携	民生委員と連携	保健福祉事務所等関係機関と 連携	生活保護と連携	立入調査	入院・保護(短期入所等)	やむを得ない事由による措置	支援事業の活用	成年後見の申立・日常生活自立	家族会の紹介	その他
R6年	3	5		2	3										
R5年	1	1		1	6		4			6		1			
R4年	4	3		1	2		5			2					1
R3年	1		1	4	4		5			5					2



3. 研修会等について

(1) さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議

日 時	内 容
令和6年7月25日(木) 14:00~15:00	・令和5年度権利擁護推進における相談・活動報告について ・令和6年度権利擁護推進における相談・活動状況について ・事例紹介
令和7年2月13日(木) 14:00~15:00	・令和6年度権利擁護推進における相談・活動状況について ・令和7年度権利擁護推進における活動計画(案)について ・事例紹介

(2) 権利擁護個別ケース会議

開催回数 **3回** 対象者数 **3名**

(3) 研修会

- ・ 認知症サポーター養成講座

年月日	対象者	参加人数
令和6年5月10日	四国労働金庫志度支店	7
令和6年5月29日	石田高等学校3年生	25
令和6年7月24日	志度地区民生委員児童委員協議会連合会	36
令和6年9月13日	津田小学校5年生	30
令和6年9月17日	造田小学校5年生	35
令和6年9月17日	さぬき南小学校5年生	37

令和6年9月19日	地域包括支援センター職員研修	5
令和6年9月24日	長尾小学校5年生	77
令和6年9月26日	志度小学校5年生	85
令和6年9月27日	寒川小学校5年生	42
令和6年9月27日	一般市民（介護予防サポーター養成講座）	17
令和6年10月17日	さぬき北小学校5年生	31
令和6年11月27日	一般市民（介護職員研修）	5

13回	432名
-----	------

（４）啓発活動

・高齢者虐待について広報へ掲載

8月 — 「もしかして？とおもったら」

1月 — 「高齢者虐待の早期発見に役立つサイン」

と題して、虐待の種類や相談窓口について周知し、虐待を防ぐために地域の方ができることについて説明した。

・高齢者虐待防止に関するチラシを配布

年月日	団体	枚数
令和6年9月1日	さぬき市図書館	20
令和7年2月10日	連合自治会役員会	20
令和7年3月5日	さわやか荘	20

・高齢者虐待防止啓発ポケットティッシュを配布

配布場所	個数
在宅医療・介護普及啓発講演会	258

・図書館での企画展示（9月）

「知ろう！認知症、防ごう！高齢者虐待」をテーマに、関連書籍や関連資料を展示



志度図書館



寒川図書館

(5) 中核機関の運営について

項目	内容
広報活動	・中核機関設置について、ホームページ（地域包括支援センターのページ）に記事を掲載。 ・成年後見制度の普及啓発として、東かがわ市と合同で「あなたと歩む後見人～大切なひとのために～」を開催した。講義は、司法書士の阿部良一氏、寸劇は、劇団【つむぎ】（市民後見人養成研修修了者）が行った。その際、制度を説明したパンフレットやポケットティッシュを配布した。
相談支援	・地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会にて成年後見制度に関する相談を受け、情報を集約するとともに、後見等のニーズの精査を行い、必要な見守り体制に係る調整を行った。 相談対応件数：地域包括支援センター 53件 障害福祉課 6件 社会福祉協議会 41件 ・月1回、地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会で連絡会を開催し、相談内容の共有を行った。 ・地域包括支援センターにおいて成年後見制度市長申立てを3件行った。
市民後見人養成等	・市民後見推進事業検討委員会の開催 令和7年3月に定期会議を開催し、令和6年度さぬき市市民後見推進事業の実施状況、令和7年度の計画について報告した。 ・市民後見人養成研修修了者の活動支援 平成29年度養成研修修了者（9名）令和3年度養成研修修了者（5名）に対して、東かがわ市と合同でスキルアップ研修を実施した。意思決定支援サポーターについての研修や、八尾市への視察研修等を行った。
後見人支援	・親族後見人及び市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、専門的な知見が必要な場合は、法律・福祉の専門職の協力を得ながら、親族及び市民後見人等が後見活動を円滑に行えるよう支援を行った。

※一部、さぬき市社会福祉協議会へ委託

3 令和7年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について

1. 権利擁護業務実施状況について

	高齢者虐待に関する相談		成年後見制度に関する相談		日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)に関する相談		消費者被害相談		総合相談及び権利擁護の相談のうち、認知症に関する相談		新しい包括的支援事業	
											認知症施策推進	
											地域支援推進員による相談件数	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数		件数	人数
									65歳未満	65歳以上		
4月	1	1	10	6	0	0	0	0	0	28	12	8
5月	1	1	8	7	0	0	0	0	0	32	13	6
6月	0	0	11	5	0	0	0	0	0	40	17	7
計	2	2(2)	29	18(11)	0	0	0	0	0	100	42	21

※本表は、毎月分の集計となっている。計の人数は実際の人数より多くなっており、実人数は括弧のとおり。

- (1) 権利擁護個別ケース会議
個別ケースごとに対応

2. 高齢者虐待防止・対応について

(1) 研修会

- ・認知症サポーター養成講座を実施予定

(2) 啓発活動

- ・高齢者虐待について広報に掲載

6月 ― 「介護疲れになっていませんか」

介護疲れが虐待につながる可能性があり、介護疲れを軽減するために活用できる社会資源等について説明した。また、虐待の相談窓口について周知した。

- ・高齢者虐待防止に関するポスター（資料1）を市内医療機関、通所サービス事業所に配布し、掲示依頼をした。

- ・高齢者虐待防止に関するチラシを配布予定

- ・虐待防止啓発ポケットティッシュを配布予定

3. 中核機関の運営について

項目	内容
広報活動	・市内金融機関8か所に、成年後見制度に関する啓発チラシ（資料2）を配布した。 ・広報誌やホームページにおいて、成年後見制度について周知する。また、啓発用チラシやポケットティッシュを配布し、制度説明等を行う。 ・成年後見制度や市民後見人への理解を深めてもらうことを目的に、研修会を開催する。
相談支援	・地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会にて成年後見制度に関する相談を受け、情報を集約するとともに、後見等のニーズの精査を行い、必要な見守り体制に係る調整を行っている。 相談対応件数（令和7年4～6月）：地域包括支援センター29件 障害福祉課1件 社会福祉協議会12件 ・月1回、地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会で連絡会を開催し、情報共有を行っている。 ・地域包括支援センターにおいて成年後見制度市長申立てを2件行った。
市民後見人養成等	・市民後見人養成研修の開催 東かがわ市、三木町と合同で、養成研修を実施する（実施時期：令和7年6月～令和7年11月）。さぬき市からは6名が受講している。 ・市民後見人養成研修修了者の活動支援 平成29年度養成研修修了者（9名）、令和3年度養成研修修了者（5名）に対してスキルアップ研修を実施する。 ・市民後見推進事業検討委員会の開催
後見人支援	・市民後見人や親族後見人等からの相談に対応し、必要に応じて法律・福祉の専門職等と連携する。

※一部、さぬき市社会福祉協議会へ委託